

福井市一般廃棄物処理実施計画

1 資源物及び廃棄物（ごみ）処理実施計画

(1) 実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(2) 実施区域

実施区域は、福井市の全区域（以下「福井市全域」という。）を対象とする。ただし、収集運搬計画、中間処理計画及び最終処分計画においては、平成18年2月1日の美山町、越廼村及び清水町の編入前における福井市（以下「旧福井市」という。）及び美山町（以下「旧美山町」という。）の区域（以下「福井・美山区域」という。）並びに越廼村（以下「旧越廼村」という。）及び清水町（以下「旧清水町」という。）の区域（以下「越廼・清水区域」という。）ごとに定める。

(3) 計画（目標）処理量

（単位 トン）

家庭系 資源物	行政 回収	プラスチック製容器包装	2,279
		びん類	978
		缶類	325
		ペットボトル	266
		ダンボール・紙製容器・紙パック	602
		その他資源物（乾電池、スプレー缶、蛍光灯、新聞紙、雑誌及び小型家電）	179
		家庭系資源物（行政回収） 小計【A】	4,629
	中間処理後資源化物【B】	1,434	
	集団資源回収（新聞紙、雑誌及び紙パック）【C】	3,644	
	小計	9,707	
家庭系 廃棄物	燃やせるごみ及び燃やせる粗大ごみ	41,764	
	燃やせないごみ及び燃やせない粗大ごみ	9,461	
	小計【D】	51,225	
事業系 廃棄物	燃やせるごみ及び燃やせる粗大ごみ	23,586	
	燃やせないごみ及び燃やせない粗大ごみ	1,775	
	小計【E】	25,361	
合計	【A】 + 【C】 + 【D】 + 【E】	84,859	
1人1日当たりのごみ排出量（【A】 + 【D】 + 【E】）÷人口÷日数 （単位 グラム）		857 グラム	

- (4) 発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】及び再生利用【リサイクル】の推進に係る取組
- ア 市民が2R（発生抑制【リデュース】及び再使用【リユース】をいう。）に取り組むための意識啓発及び排出知識の周知
- (ア) 地球環境の現状及び本市廃棄物の現状の広報
- i 市職員、NPO、環境美化地区推進員等による学習会及び研修会の実施
 - ii 市政広報等による廃棄物の現状及び2R取組事例等の広報啓発
 - iii 学校等と連携した児童・生徒・学生等を対象とした学習会の実施
 - iv 廃棄物減量等推進会議の開催
 - v 環境美化地区推進員を対象とした研修会の開催
- (イ) 市民及び事業者への啓発及び働きかけの実施
- i 市民が簡単にできる減量行動の周知
 - ii 事業者及び消費者団体等と連携した、食品廃棄物減量の周知（使いキリ、食べキリ及び水キリの推進）
 - iii 消費者団体等と連携した、レジ袋無料配布中止の継続及び容器包装簡素化への事業者への働きかけの実施
 - iv イベント等におけるリユースの啓発
 - v 関係機関との連携によるフードドライブの推進
 - vi 市民及び事業者のエコ活動（取組）の広報
- (ウ) 食品ロス削減推進計画の検討
- (エ) 家庭系廃棄物手数料の見直し
- i 他市町村の家庭系廃棄物手数料についての調査
 - ii 指定（ごみ）袋有料化の検討
 - iii 持込手数料及び粗大廃棄物の手数料改定の検討
- イ 資源物を分別排出できる機会の提供
- (ア) 新たな資源物回収拠点の検討
- i 新たな回収拠点及び回収対象物の検討・実施
 - ii わけるば（福井環境事業株式会社二日市リサイクルセンター（二日市町19号8番地）及び株式会社増田喜福井営業所（西開発4丁目621番地）をいう。以下同じ。）及び古紙類の回収拠点の設置、増設
- (イ) 古紙類の分別排出の推進
- i 集団資源回収及び店頭回収の広報及び啓発
 - ii 関係機関と連携した、雑がみ分別回収の促進
 - iii 古紙類回収推進事業の実施
- ウ 事業者が排出抑制に取り組むための仕組みづくり
- (ア) 事業所の3R（発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】及び再生利用【リサイクル】をいう。）意識の醸成
- i 多量排出事業所3R推進計画制度の推進（前年度結果及び当年度計画についての事業所ヒアリング）及び課題の検討
 - ii ふくいマル優エコ事業所（エコショップ・エコオフィス）の認定制度の推進
 - iii 事業者向け啓発情報の発信

- iv 福井県商工会連合会等に対する「おいしい食べきり運動」への協力要請
- v 資源化を行っている処理事業者の排出事業者への広報（周知）
- vi 事業系ごみの家庭ごみ袋による排出の防止及び産業廃棄物の混入の防止の指導の強化
- vii スーパー及び学校等から排出される生ごみのリサイクル推進
- (イ) 事業系廃棄物手数料の見直し
 - i 事業系廃棄物処理手数料及び事業者用指定袋手数料の見直し
 - ii 事業者への周知活動
- エ 許可事業者との連携による焼却廃棄物等の排出抑制
 - (ア) 事業所排出情報の市への提供
 - 一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者の取引先情報の市への報告
 - (イ) 許可事業者との連携による排出事業所指導
 - i クリーンセンターでの監視強化及び許可事業者との情報共有
 - ii クリーンセンターへの古紙類搬入制限に向けた情報収集
 - (ウ) 機密を含む古紙類資源化の仕組みづくり
 - i 事業系古紙類資源化の仕組みづくり
 - ii 機密書類の資源化可能業者の把握
 - iii 市役所内部の書類のクリーンセンターへの搬入禁止
- オ 市民団体、民間事業者等が取り組む資源化の支援
 - (ア) 新たな資源化に取り組む市民団体の支援
 - 古紙等集団資源回収の実施
 - (イ) 事業者による資源物店頭回収・自主回収の場の設置
 - i 自主回収の場の現状把握
 - ii 新たな自主回収の場の設置促進、働きかけ
- カ 現有施設の維持管理及び新たな処理施設等の整備・検討
 - (ア) 現有施設の維持管理
 - i クリーンセンターの維持管理
 - ii 収集資源センターの維持管理
 - iii クリーンセンター周辺の大気環境常時監視
 - (イ) 新たな処理施設の整備・検討
 - i ごみ処理施設の実施設計
 - ii 新ごみ処理施設敷地の造成工事
 - iii 新ごみ処理施設整備・運営事業に係る工事監理・運営モニタリング
 - iv 最終処分場整備について検討
 - (ウ) 焼却時に発生する熱エネルギーの活用
 - 焼却の余熱を利用した東山健康運動公園への供給
- キ 不法投棄や不適正処理の未然防止
 - (ア) 不法投棄の未然防止
 - i 不法投棄監視カメラの設置
 - ii 不法投棄パトロールの実施
 - (イ) 不適正保管及び不適正処理の未然防止
 - i 無許可収集運搬業者の指導

- ii 野外焼却、不適正保管等に対し、市民及び事業者へ啓発及び指導
- ク 安心できるごみ処理体制の確保
 - (ア) 災害廃棄物処理計画の策定
 - 迅速かつ適正な災害廃棄物処理体制の構築
 - (イ) 超高齢社会への対応
 - 関係機関と連携した超高齢社会への対応の検討
- ケ 一般廃棄物会計基準の導入

(5) 分別排出の方法

分別排出の方法は、次のとおりとする。

種 類		方 法	
		区 域	
資 源 物	プラスチック製容器包装		指定袋を使用し、集積所に排出
	びん類		色別に分類し、集積所に設置される容器に排出
	缶類		透明又は半透明の袋を使用し、集積所に排出
	ペットボトル		
	ダンボール・紙製容器		1メートル角までの大きさに折りたたみ紙ひも で十字に縛り、又は紙袋に入れ紙ひもで十字に 縛り、集積所に排出
	紙パック		
	乾電池		透明又は半透明の袋を使用し、集積所に排出
	スプレー 缶	福井・美山 区域	中身を排出し穴をあけ、透明又は半透明の袋を 使用し、集積所に排出
		越廼・清水 区域	中身を排出し穴をあけ、集積所に設置される容 器に排出
蛍光灯		集積所に設置される容器に排出	
燃やせるごみ		指定袋を使用し、集積所に排出	
燃やせないごみ	福井・美山 区域	集積所に設置される容器に排出	
	越廼・清水 区域		

(6) 収集・運搬その他の回収の計画

ア 家庭系資源物及び廃棄物の収集・運搬

家庭系資源物及び廃棄物の収集・運搬の方法は、次のとおりとする。

種類	区域		収集方法	収集回数 ※	運搬先
資源物	プラスチック製容器包装		委託	週1回	民間事業者
	びん類			月1回	
	缶類		市・委託	月2回	
	ペットボトル		委託	月1回	広域圏（福井坂井地区広域市町村圏事務組合をいう。以下同じ。）
	ダンボール・紙製容器				
	紙パック				
	乾電池				
	スプレー缶	福井・美山区域		月2回	広域圏
		越廼・清水区域			鯖江広域（鯖江広域衛生施設組合をいう。以下同じ。）
	蛍光灯	福井区域		年6回	広域圏
美山区域		年5回			
越廼・清水区域		月1回		鯖江広域	
燃やせるごみ	福井・美山区域	市・委託	週2回	クリーンセンター（福井市クリーンセンターをいう。以下同じ。）	
	越廼・清水区域	委託		鯖江広域	
燃やせないごみ	福井・美山区域		月2回	広域圏	
	越廼・清水区域			鯖江広域	
燃やせる粗大ごみ			市	申込制	収集資源センター（福井市収集資源センターをいう。以下同じ。）
燃やせない粗大ごみ					
犬・猫等の死体			委託		クリーンセンター（一部、民間事業者である場合がある。）

※ 一部の地域で、例外あり

イ 事業系廃棄物の収集・運搬

事業系廃棄物の収集・運搬の方法は、次のとおりとする。ただし、おおむね1か月に250キログラム以下のごみを排出する事業者であって、ごみを排出しようとする集積所の管理者の許可を受けたものの事業系廃棄物については、アの家庭系資源物及び廃棄物の収集・運搬の方法による。

種類	区域	収集主体	運搬先
燃やせるごみ・燃やせる粗大ごみ	福井・美山区域	当該区域の当該種類のごみを収集・運搬する許可を受けた業者	クリーンセンター
	越廼・清水区域		鯖江広域
燃やせないごみ・燃やせない粗大ごみ	福井・美山区域		広域圏
	越廼・清水区域		鯖江広域

ウ その他の回収

占有者等（条例第17条に規定する占有者等をいう。）は、家庭系資源物及び廃棄物のうち、次の種類の資源物及び廃棄物を次の施設に持ち込むことができる。

種類	区域	持込先
	資源物	
資源物	びん類	わけるば、収集資源センター及びクリーンセンター
	缶類	
	ペットボトル	
	新聞・チラシ・雑誌・雑がみ	わけるば、美山連絡所、越廼連絡所、清水連絡所、収集資源センター及びクリーンセンター
	ダンボール・紙製容器	
	紙パック	
	小型家電	福井市役所本庁舎、美山連絡所、越廼連絡所、清水連絡所、収集資源センター、クリーンセンター及び回収拠点※1
	乾電池	わけるば、収集資源センター及びクリーンセンター
	蛍光灯	
燃やせるごみ・燃やせる粗大ごみ	福井・美山区域	クリーンセンター
	越廼・清水区域	鯖江広域
燃やせないごみ・燃やせない粗大ごみ	福井・美山区域	広域圏
	越廼・清水区域	鯖江広域
犬・猫等の死体		クリーンセンター

※1 福井県民生活協同組合ハーツ羽水店（木田3丁目2802番地）、ハーツ学園店（学園2丁目9番22号）及びハーツ志比口店（志比口2丁目11番13号）をいう。

(7) 中間処理並びに再商品化及び最終処分計画

ごみ種類別の中間処理の方法、中間処理の主体、再商品化及び最終処分の方法並びに処理区域については、次のとおりとする。

種 類		中間処理		再商品化・最終処分		
		方法	主体	方法	主体	
資源物	プラスチック製容器包装		選別・圧縮・梱包 (委託)	民間事業者	再商品化 (委託)	指定法人 ※
	びん類	青・黒	選別(委託)	民間事業者	再商品化 (売却)	民間事業者
		白・茶				
		生きびん				
	缶類		選別・圧縮 (委託)			
	ペットボトル		選別・圧縮・梱包 (委託)			
	新聞・チラシ・雑誌・雑がみ		圧縮・梱包 (委託)			
	ダンボール・紙製容器					
	紙パック					
	小型家電		選別・破砕 (委託)		再商品化 (委託)	
	乾電池		選別		広域圏	
スプレー缶	福井・美山区域	鯖江広域				
	越廼・清水区域					
蛍光灯	福井・美山区域	鯖江広域				
	越廼・清水区域					
燃やせるごみ・燃やせる粗大ごみ	福井・美山区域	焼却・破砕	クリーンセンター	埋立て	民間事業者	
	越廼・清水区域					鯖江広域
燃やせないごみ・燃やせない粗大ごみ	福井・美山区域	破砕・焼却	広域圏	埋立て	民間事業者	
	越廼・清水区域					鯖江広域
犬・猫等の死体		焼却	クリーンセンター	埋立て	民間事業者	

※ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第21条第1項の規定により指定された法人をいう。

(8) 適正処理困難物の処理

条例第22条第1項第7号の市長が別に定める排出禁止物は、次の表の左欄に掲げる適正処理困難物（市で処理できないもの）とし、同表右欄に掲げる処理方法により排出者の責任において自らが適正に処理することとする。

適正処理困難物	処理方法
特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）	① 販売店に依頼 ② 当該種類のごみを収集・運搬する許可を受けた業者に依頼 ③ 郵便局で家電リサイクル券を購入のうえ、指定取引場所に持込み
パソコン	① パソコンメーカーに依頼 ② パソコン3R推進協会に問い合わせ
自動二輪車	① 取扱店に依頼 ② 二輪車リサイクルコールセンターに問い合わせ
消火器	消火器リサイクル推進センターに問い合わせ
コンクリートブロック、瓦、タイルその他がれき類、建築廃材、廃塗料	当該種類のごみを処分する許可を受けた業者に持込み
ガスボンベ（カートリッジ式を除く。）	福井LPガス供給センター協同組合に問い合わせ
バッテリー	取扱店に依頼
ピアノ	取扱店に依頼
金庫	取扱店に依頼
木くず（直径10センチメートル以上又は長さ2メートル以上のもの）	① 当該種類のごみを収集・運搬する許可を受けた業者に依頼 ② 当該種類のごみを処分する許可を受けた業者に持込み
上記以外の適正処理困難物	販売店又は取扱店に問い合わせ

(9)許可業者による収集運搬計画

一般廃棄物（ごみ）の収集運搬業の許可方針については、ごみの排出量等を勘案すると、既存の許可業者の持つ能力で適正に処理できることから、現行の体制を維持する。ただし、特定家庭用機器、木くず等ごみの資源化が確実に実施される場合は、ごみの種類を限定して新規の許可を行う。

一般廃棄物（ごみ）収集運搬業の許可業者、営業区域及び許可内容については、次のとおりとする。

業者名	所在地	営業区域	許可内容
福井環境事業(株)	福井市角折町第6号 1番地	福井市全域	ごみ、資源物、食品廃棄物、 特定家電 特別管理一般廃棄物
(株)相互環境公社	福井市角折町第6号 1番地	福井市全域	ごみ、資源物 特別管理一般廃棄物
(有)宮下ビル管理	福井市角折町第6号 1番地	福井区域	ごみ、資源物
(株)クリンマスター	福井市上森田1丁目 309番地	福井市全域	ごみ、資源物、特定家 電
(有)北陸精巧舎	福井市江守中町第8 号8番地13	福井、美山、 清水区域	ごみ、資源物
ちきゅう未来(株)	福井市北四ツ居2丁 目13番3号	福井市全域	草、木くず
(株)北陸環境サー ビス	福井市白滝町67号 2番地	福井市全域	木くず、草
エス・イ・コンサル (株)	福井市西下野町第12 号4番地	福井市全域	刈り草、剪定枝
(有)越前公益	越前町四ツ杉第79 号7番地1	越廼区域	ごみ、特定家電
丹生建設工業(株)	福井市甕谷町第44 号1番地	清水区域	ごみ
(株)クリーン丹南	越前町下糸生第13 6号10番地	福井、清水 区域	ごみ、特定家電
(株)共和総合建設	福井市片山町第61 号17番地	清水区域	ごみ
公益センター(株)	鯖江市上鯖江1丁目 10番地43	福井、越廼、 清水区域	ごみ
(有)ニュークリー ン公社	越前町下糸生第132 号4番地5	福井市全域	ごみ、特定家電
(有)上村商店	あわら市大溝3丁目 5番13号	福井市全域	特定家電
(有)上田産業	福井市小宇坂島町第 5号11番地の1	福井、美山 区域	ごみ

(有)大橋商店	永平寺町松岡葵1丁目96番地	福井市全域	特定家電
リサイクル・山澤	福井市八重巻町第31号33番地	福井市全域	特定家電
(株)ピーディ	福井市若栄町202番地	福井市全域	特定家電
(株)宇野組	福井市南宮地町第14号11番地	特定事業所	木くず、草
(有)春江クリーン社	坂井市春江町針原第56号4番地5	福井市全域	特定家電
波寄造園土木(株)	福井市波寄町第37号82番地	福井市全域	木くず、草
(株)ビコー	福井市柸野町第20号10番地	福井市全域	特定家電
(株)アイシー物流	福井市寺前町第18号12番地	福井市全域	特定家電
社団法人 福井県セルプ	福井市光陽2丁目3番22号	特定事業所	ペットボトル(キャップとラベルを外した洗浄されたもの)
台東運輸(株)	福井市上中町第25号8番地1	福井市全域	特定家電
(株)エコロジス	福井市二日市町第20号12番地	福井市全域	木くず
(有)コーフク商運	福井市徳光町第36号5番地	福井市全域	特定家電
(株)矢部商店	福井市南江守町第2号61番地1	福井市全域	魚腸骨類残渣
(株)増田喜	福井市乾徳2丁目6番6号	福井市全域	ペットボトル
(株)ミカド開発	福井市福1丁目2603	福井市全域	特定家電、草、剪定枝
コパー(株)	越前市岩内町第30号2番地18	福井市全域	特定家電
清水紙料(株)	福井市みのり2丁目19番8号	福井市全域	ペットボトル
池田金属(株)	福井市文京7丁目23番26号	福井市全域	特定家電
(株)福井環境開発	福井市下河北23番地1号	福井市全域	特定家電、木くず、草
三栄開発(株)	福井市三郎丸町第21号21番地の2	福井市全域	特定家電

(株)北陸遺品整理	福井市石盛町1丁目 509番地	福井市全域	特定家電
中西木材(株)	越前市家久町63字 11の1番地	福井市全域	特定家電、木くず
その他運搬許可の市外搬入業者21社			

注 福井区域、美山区域、越廼区域及び清水区域は、それぞれ旧福井市、旧美山町、旧越廼村及び旧清水町の区域をいう。

(10) 一般廃棄物（ごみ）処分業の許可方針

現行の処理体制での処理を基本とするため、新規の許可は行わない。ただし、ごみの資源化を目的とする場合又は適正処理困難物を処理する場合は、ごみの種類を限定して許可を行う。

一般廃棄物（ごみ）処分業の許可業者名、取り扱う一般廃棄物（ごみ）の種類及び処理方式については、次のとおりとする。

業者名	所在地	許可内容	処理方式
福井環境事業(株)	福井市角折町第6号1番地	食品廃棄物	発酵
		プラスチック製容器包装	破碎、溶融固化
ちきゅう未来(株)	福井市北四ツ居2丁目13番3号	木くず、草	破碎
エス・イ・コンサル(株)	福井市西下野町第12号4番地	刈り草、剪定枝	破碎
(株)エコクリーン	福井市二日市町第20号12番地	プラスチック製容器包装	破碎、固形燃料化
(株)エコシテム	福井市二日市町第20号12番地	木くず	破碎
(株)クリンマスター	福井市上森田1丁目309番地	ペットボトル	破碎
(株)道端組	福井市長本町第209番地	コンクリート、コンクリートブロック	破碎
(株)北陸環境サービス	福井市白滝町67号2番地	①可燃不燃混合廃棄物（プラスチック類、紙、木、繊維、金属、ガラス）、瓦、タイルくず、コンクリートくず、その他建築廃材 ②可燃不燃混合廃棄物（プラスチック類、紙、木、繊維、金属※、ガラス※、瓦※、タイルくず※、コンクリートくず※（※選別後の残渣に限る））、その他建築廃材、動物の死体 ③焼却灰、ばいじん、汚泥、不燃物（ガラスくず、瓦、タイルくず、コンクリートくず、その他建築廃材）（石綿含有一般廃棄物を含む）	①選別、破碎 ②焼却 ③埋立て
(株)増田喜	福井市乾徳2丁目6番6号	ペットボトル	圧縮

(株)深谷	福井市三ツ屋2丁目207番地	コンクリートくず、アスファルトくず、金属くず（コンクリートに付着した金属）	破碎
清水紙料(株)	福井市みのり2丁目19番8号	ペットボトル	圧縮
今中土木(株)	福井市帆谷町第16号15番地の2	コンクリート、コンクリートブロック、瓦、レンガ	破碎
(有)上田チップ	福井市河合寄安町209番地	木くず	破碎
(株)トータルクリーンセンター福屋	福井市宿布町16字1番1号	廃塗料	焼却

(11) 他市町村からの一般廃棄物（ごみ）の受入れ

他市町村で発生した一般廃棄物（ごみ）を本市の一般廃棄物処理施設で処理する場合には、本市は他市町村と事前協議を行い、本市と他市町村のそれぞれの一般廃棄物処理計画の調和が確保される場合に限り、本市へのごみの搬入を認める。

他市町村で発生した一般廃棄物（ごみ）を本市に搬入することを認める収集運搬業者名、処分業者名・施設名、内容及び市町村名は次のとおりである。

収集運搬業者	処分業者名・施設名	内容	市町村名
福井環境事業(株)	福井環境事業(株)有機センター	食品廃棄物（堆肥化）	坂井市、鯖江市
	福井環境事業(株)二日市リサイクルセンター	廃プラスチック類、硬質プラスチック類	高浜町
鯖江広域衛生施設組合が認めた業者	(株)深谷	コンクリートくず、アスファルトくず、金属くず（コンクリートに付着した金属）	鯖江市、越前町
(株)北陸環境サービス	(株)北陸環境サービス	陶磁器くず、ガラス、レンガ	鯖江市、越前町
(株)矢部商店	(株)矢部商店	魚腸骨	敦賀市

2 し尿処理実施計画

(1) 実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(2) 実施区域

実施区域は、福井市全域を対象とする。ただし、収集運搬計画、中間処理計画においては、福井・美山区域及び越廼・清水区域ごとに定める。

(3) 種類別排出量

(単位 キロリットル)

	し尿	浄化槽清掃汚泥	合計
総排出量	1,912	30,610	32,522

(4) 収集・運搬の計画

し尿及び浄化槽清掃汚泥は、排出者からの申込みにより許可業者が収集・運搬する。

(5) 収集区域の範囲

福井市全域とする。

(6) 中間処理の計画

区域	搬入先	処理場所
福井市全域	福井市し尿投入所	日野川浄化センター

(7) 許可業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項関係）

業者名	住所	許可区域
福井環境事業（株）	福井市角折町第6号1番地	福井・美山区域
（株）相互環境公社	福井市角折町第6号1番地	福井区域
（有）ニュークリーン公社	福井県丹生郡越前町下糸生第1 32号4番地5	越廼・清水区域